

原規規発第 2012073 号
令和 2 年 12 月 11 日

関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

高浜発電所第 4 号機の一部使用承認について

2020 年 11 月 24 日付け関原発第 429 号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 11 第 1 項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 17 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（2020 年 11 月 24 日付け関原発第 429 号）の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自： 令和 2 年 12 月 11 日

至： 令和元年 8 月 7 日付け原規規発第 1908073 号及び令和 2 年 3 月 30 日付け原規規発第 20033016 号をもって認可した改正法による改正前の原子炉等規制法の使用前検査の合格日

3. 使用の方法

高浜発電所第3号機の特定重大事故等対処施設を運用するために、4号機設備のうち3号機と共にしている特定重大事故等対処施設が必要であるため、一部工事が完了した4号機設備のうち3号機と共にしている設備を令和元年8月7日原規規発第1908073号及び令和2年3月30日原規規発第20033016号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。